

ガソリンを購入する際の注意事項

【山鹿市消防本部】

令和元年7月に京都府京都市伏見区で発生したガソリンに起因する爆発火災を受け、令和2年2月1日から、ガソリンの容器による詰め替え販売時の確認について法制化されました。ガソリンスタンドなどにおいて、ガソリンを容器へ詰め替え販売する場合の消防法令遵守の徹底と、購入される方への身分証の確認や使用目的の問いかけなど、同様の事案の未然防止へのご協力をお願いします。

1 ガソリンを携行缶で購入される方に対して

① **本人確認** (運転免許証の提示など)

② **使用目的の確認** を行うとともに、

販売記録を作成すること が義務付けられました。



2 ガソリンを購入する場合

- ・金属製の携行缶を使用する。
- ・自動車に載せたまま給油しない。
- ・セルフスタンドでは自分で入れない。
消防法令に適合した携行缶を準備し、ガソリンスタンドの従業員から容器に給油してもらってください。
(セルフスタンドであっても、自身で車両以外に計量器から給油することはできません。)



3 保管・使用する場合

- ・火気の近くで取り扱わない。
- ・携行缶の蓋は密栓にて保管する。
- ・直射日光の当たる場所や高温下で保管しない。
- ・蓋を開ける前にエア調整ネジを緩めて内圧を抜くこと
- ・発電機等に注入する際は、必ずエンジンを停止してから行う。

